

計画の基本的な考え方（案）

1. 計画策定の趣旨

銚子市では、少子高齢化・人口減少が進み、市民の価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みを推進してきました。

幅広い分野において事業を実施しているにも関わらず、根深い男女の役割分担意識や、市民への事業周知が不足していること等により、目標が達成されなかったことが考えられることから、なお一層の取組が必要とされる状況にあります。

このような状況を踏まえ、様々な変化に対応し心豊かな地域社会の実現に向け「男女共同参画社会基本法」に基づく計画として「銚子市男女共同参画計画（第4次）」を策定します。

2. 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」にあたり、本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、千葉県の「第5次千葉県男女共同参画計画」及び「銚子市総合計画」との整合性に配慮し、本市において第3次の計画である「銚子市男女共同参画計画(第3次)」(平成30年3月策定)の成果を引き継ぐものです。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を含む計画です。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を含む計画です。

3. 計画の期間及び名称

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。また、この計画の名称を「銚子市男女共同参画計画（第4次）」とします。

4. 計画の基本理念

【基本理念】

一人ひとりが人として尊重され、

その個性と能力を発揮できる社会の形成

5. 基本目標

本計画では5つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

- I 一人ひとりの人権が尊重される社会づくり
- II あらゆる暴力を根絶する環境づくり
- III 男女がともに輝き、活動できる地域づくり
- IV 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり
- V 計画の推進

6. 重点施策

これまでの、男女共同参画推進に向けた取組から顕在化した課題や、市民意識調査等により市民から寄せられた声等を鑑み、計画においては、次の6つを重点施策と設定します。

- ① 男女共同参画・人権尊重意識の啓発
- ② 人権尊重と暴力防止の意識づくり
- ③ 農水産業における男女共同参画の促進
- ④ 働き方改革の推進
- ⑤ 仕事と育児・介護等の両立支援
- ⑥ 市政における女性の参画促進